

社会福祉法人長野県社会福祉協議会役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人長野県社会福祉協議会定款第12条第1項(2)及び(3)の規定に基づき、社会福祉法人長野県社会福祉協議会の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬)

第2条 会長には、報酬を支給する。

2 会長に支給する報酬は、別記1に掲げる額とする。

3 会長に対する報酬のうち、月額によるものは毎月、日額によるものは勤務した日の属する月の翌月に支給する。その他の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人長野県社会福祉協議会一般職員給与規程の例による。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員には、報酬及び通勤手当を支給する。

2 常勤役員に支給する報酬は、別記2に掲げる額とする。

3 常勤役員に支給する報酬及び通勤手当の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人長野県社会福祉協議会一般職員給与規程の例による。

(非常勤の評議員、理事、監事の報酬)

第4条 非常勤の評議員、理事、監事の報酬は、別記3に掲げる額とする。

2 非常勤の評議員、理事、監事に支給する報酬の支給方法については、当該会議等に出席した都度、銀行振込にて支給する。

(実施規程)

第5条 この規程に基づく報酬等の支給に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年5月28日から施行する。

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1（会長の報酬）

報 酬 額	月 額	6 4 , 3 0 0 円
	日 額	2 5 , 8 0 0 円

別記 2（常勤役員の報酬）

報 酬 額	月 額	3 7 0 , 6 0 0 円
-------	-----	-----------------

別記 3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

報 酬 額	日 額	5 , 0 0 0 円
-------	-----	-------------

（2）理事

報 酬 額	日 額	5 , 0 0 0 円
-------	-----	-------------

（3）監事

報 酬 額	日 額	5 , 0 0 0 円
-------	-----	-------------